

香芝市告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月22日

香芝市長 三 橋 和 史

- 1 都市計画の種類
大和都市計画特別用途地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
瓦口の一部、五位堂の一部
- 3 縦覧場所
香芝市役所都市創造部都市計画課